六十八	特定間伐等促進対策事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。
六十九	地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する協調融資を行うために借り入れた地方債の利子支払額があること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第四条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.75＋B×0.5

算式の符号

A　地域の振興に資する事業を行う民間事業者に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下この号において同じ。）を行うために平成23年度以降に同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額

B　地域の振興に資する事業を行う民間事業者に対する金融機関との協調融資を行うために平成23年度以降に同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額

第二条第一項第二号ハを次のように改める。

ハ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二号の規定（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市となつた場合を除く。）により算定した額

第二条第一項第二号チを次のように改める。

チ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額のうち福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村に係る額として次の算式により算定した額

算式

A－（B＋C＋D）

算式の符号

A　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額

B　当該道府県について、当該年度の測定単位の数値は当該道府県の福祉事務所を設置しない町村に係る人口とし、密度補正に用いる密度は密度補正の算定の基礎を福祉事務所を設置しない町村に係るものとして計算した密度として、算定した生活保護費に係る額

C　当該年度の４月２日から同年度の３月31日までの間において福祉事務所を設置した町村について、当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額の算定方法に準じて算定した額に、当該年度の４月１日から当該福祉事務所の設置の日の前日までの日数に365分の１（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、366分の１）を乗じて得た額

D　当該年度の４月２日から同年度の３月31日までの間において福祉事務所を廃止した町村について、当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額の算定方法に準じて算定した額に、当該福祉事務所の廃止の日から同年度の３月31日までの日数に365分の１（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、366分の１）を乗じて得た額（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額

第三条第１項第１号イの表第二号中「１１０、〇〇〇円」を「１１１、〇〇〇円」に改める。

第三条第１項第二号の表第五号中「〇・〇八〇」を「〇・〇八〇」に改め、同表第六号中「88円」を「91円」に、「1,889円」を「1,884円」に改め、同表第十四号中「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）」を「福祉事務所」に改める。

第三条第１項第三号イ中「及び第六十七号から第七十号まで」を「、第六十七号から第七十四号及び第七十七号」に改め、同号イの表第１号中「1,290円41銭」を「1,240円49銭」に改め、同表第二号中「一一九、六一〇、〇〇〇円」を「一一八、七六〇、〇〇〇円」に、「四四、四一〇、〇〇〇円」を「四三、一四〇、〇〇〇円」に、「五、五五〇、〇〇〇円」を「五、三九〇、〇〇〇円」に、「二二、二一〇、〇〇〇円」を「二一、五七〇、〇〇〇円」に、「一四、八一〇、〇〇〇円」を「一四、三八〇、〇〇〇円」に、「九、八七〇、〇〇〇円」を「九、五九〇、〇〇〇円」に、「七、四一〇、〇〇〇円」を「七、一九〇、〇〇〇円」に、「五、九一〇、〇〇〇円」を「五、七五〇、〇〇〇円」に、「一一、一一〇、〇〇〇円」を「一〇、七九〇、〇〇〇円」に、「八、八九〇、〇〇〇円」を「八、六三〇、〇〇〇円」に、「二、七八〇、〇〇〇円」を「二、七〇〇、〇〇〇円」に、「一、八五〇、〇〇〇円」を「一、八〇〇、〇〇〇円」に、「一、三九〇、〇〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」に、「一、一一〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「五、五六〇、〇〇〇円」を「五、三九〇、〇〇〇円」に、「四、四〇、〇〇〇円」を「四、三一〇、〇〇〇円」に改め、同表第六号中「四八、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「一〇五、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「一〇九、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に改め、同表第八号中「一一、八四一、〇〇〇円」を「一一、六四〇、〇〇〇円」に、「一三、〇一三、〇〇〇円」を「一一、八二四、〇〇〇円」に改め、同表第九号１中「五一九円」を「五二一円」に、「二九一円」を「二九三円」に、「平成十七年の」を「平成二十二年の」に、「四二五、〇〇〇円」を「四二八、〇〇〇円」に、「二、〇九三、〇〇〇円」を「二、〇九八、〇〇〇円」に改め、同号二中「若しくは同法第五条」を「又は同法第五条」に改め、「又は改正前法第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議会に係る投票、同法第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議会に係る投票若しくは同法第六十一条第十七項の規定による同条第三項に規定する合併協議会設置協議会に係る投票」を削り、「二九一円」を「二九二円」に、「四二五、〇〇〇円」を「四二八、〇〇〇円」に、「二、〇九三、〇〇〇円」を「二、〇九八、〇〇〇円」に改め、同表第十三号中「167円」を「166円」に改め、同表第十五号中「病院のうち当該市町村」の下に「等」を加え、「当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院を含む。」を「当該市町村が経営するもの、当該市町村が組織する一部事務組合又は広域連合が経営するもの及び当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものをいう。以下同じ。」に改め、「指定した」の下に「都道府県及び」を加え、同表第二十二号中「１七二円」を「１六二円」に改め、同表第三十三号中「256,000円」を「304,000円」に改め、同表第四十一号を次のように改める。